

森林法の一部を改正する法律の概要

平成23年4月
林野庁**「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化**

森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう措置。

I 政府原案の概要**(1) 所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保**

- ① 他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続を進められるよう措置する。
- ② 森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充する。

(2) 無届伐採が行われた場合の造林命令の新設

無届による伐採について、森林所有者のいかんを問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置する。

(3) 森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改め、

- ① 集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする
- ② 森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成することとする
等の改正を行う。

II 国会における修正の概要**(1) 森林の土地の所有者となった旨の届出**

新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務を課すこととする。

(2) 無届伐採が行われた場合の伐採の中止命令の新設

無届による伐採について、造林命令のみならず、伐採の中止命令を発出できることとする。

III 施行期日

平成24年4月1日。ただし、

- ・ 森林に立入調査できる者の拡大等については、公布日に、
- ・ 上記I（1）①の措置については、公布後3か月以内に、それぞれ施行。

